



芦 都 計 第 7 5 3 号
令 和 4 年 2 月 4 日

芦屋市監査委員 阿 部 清 司 様
芦屋市監査委員 ひろせ 久美子 様

芦屋市長 伊 藤 舞



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

令和4年1月14日付け芦監報第16号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、都市建設部において別紙のとおり措置を講じました。

以 上

監査結果報告に対する措置について

【都市計画課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 空き家活用支援事業補助金について、補助金決定通知書を収受した際、収受登録がなされていなかった。芦屋市文書取扱規程第23条にて、収受文書については、収受日付印を押印した上で、文書管理システムにより収受登録するよう定められているため、改められたい。</p> <p>(2) 補助金決定通知書を収受しているにも関わらず、調定が行われていなかった。芦屋市財務会計規則第25条にて、歳入を収入する原因が生じたときに調定することが定められているため、改められたい。</p>	<p>(1) 空き家活用支援事業補助金について、文書取扱規程第23条により、補助金決定通知書の収受日で、収受登録を行うよう改めます。</p> <p>(2) 空き家活用支援事業補助金について、財務会計規則第25条により、補助金決定通知書の収受日で、その都度調定を行うよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【建築指導課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 社会資本整備総合交付金，簡易耐震診断推進事業補助金交付金及びひょうご住まいの耐震化促進事業補助金について，財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので，歳入を収入する原因が生じた日付でその都度調定するよう改められたい。</p>	<p>(1) 社会資本整備総合交付金，簡易耐震診断推進事業補助金交付金及びひょうご住まいの耐震化促進事業補助金について，決定通知書の收受日で調定するよう改めます。</p>